

施設外就労等による一般就労移行助成事業実施要領

1 趣旨

この要領は、一般就労移行等促進事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第6項の規定に基づき、施設外就労等による一般就労移行助成事業を実施するに当たって必要な事項を定めるものとする。

2 申請手続

沖縄県障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第4条に規定する申請書に、次に掲げる資料を添付する。

- (1) 施設外支援・施設外就労実施計画書（要領第1号様式）
- (2) 施設外支援・施設外就労要件確認表（要領第2号様式）
- (3) 利用者の個別支援計画の写し
- (4) 施設外就労先企業との施設外就労に関する契約書の写し

3 実績報告

本事業実施に係る実績報告は、交付要綱第10条に規定する実績報告書に次に掲げる資料を添付するものとする。

- (1) 施設外支援・施設外就労実績報告書（要領第3号様式）
- (2) 就職先の雇用証明書等、就職したことがわかる書類
- (3) 施設外就労実績報告書又は施設外支援を実施した利用者に係るサービス提供実績記録表

附 則（平成21年11月5日障害保健福祉課長決裁、平成22年7月26日一部改正）

この要領は、平成22年7月26日から施行し、平成22年度の予算から適用する。